

◎新潟県告示第389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区から次のとおり役員の住所が変更した旨の届出があった。

平成25年3月22日

新潟県魚沼地域振興局長

1 変更前

理事	魚沼市田戸543番地	大平	栄一
〃	魚沼市堀之内359番地甲	吉田	英夫

2 変更後

理事	魚沼市田戸651番地1	大平	栄一
〃	魚沼市堀之内359番地1	吉田	英夫